

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県農業大学校条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十四号。以下「条例」という。)第十条第一項、第十一条第三項、第十二条及び第十五条の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟(条例第一条第二項の実践オーベルジュ棟をいう。以下「実践オーベルジュ棟」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第二条 条例第七条、第八条及び第九条第二項に規定する知事の権限は、奈良県農業大学校の校長(以下「校長」という。)に委任する。

(実践バンケットの開館時間)

第三条 実践バンケットの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 校長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第四条 実践オーベルジュ棟の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。

2 校長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(使用の申込み)

第五条 条例第七条第一項の規定により実践バンケットの使用の承認を受けようとする者は、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケット使用申込書(第一号様式)を校長に提出しなければならない。

2 条例第七条第一項の規定により宿泊室の使用の承認を受けようとする者に係る使用の承認の手続については、校長が定める。

(使用承認書の交付)

第六条 校長は、前条第一項の規定による申込書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケット使用承認書（第二号様式）を交付するものとする。

（使用料の納付）

第七条 条例第十条第一項の規定による使用料の納付は、後納とする。ただし、農業研究開発センター所長が必要と認めるときは、使用料の一部を前納させることができる。

（禁止行為）

第八条 実践オーベルジュ棟においては、次に掲げることをしてはならない。

- 一 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- 二 実践オーベルジュ棟内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

（入館禁止等）

第九条 校長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁止し、又は退館させることができる。

（指定管理者の指定に係る申請書等）

第十条 条例第十一条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第二号様式）とする。

2 条例第十一条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う管理の基準）

第十一条 条例第十二条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 実践バンケットの開館時間は、第三条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 休館日は、第四条第一項に定めるとおりとすること。
- 三 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 四 実践オーベルジュ棟の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行う

こと。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、開館時間及び休館日を変更することができる。
(指定管理者に関する読替え)

第十二条 条例第十一条第一項の規定により実践オーベルジュ棟の管理を指定管理者に行わせる場合についての第五条第一項及び第二項、第六条、第七条、第九条並びに第十三条の規定の適用については、第五条第一項及び第二項、第六条並びに第九条中「校長」とあるのは「指定管理者」と、第七条中「農業研究開発センター所長」とあるのは「指定管理者」と、第十三条中「校長」とあるのは「知事」とする。

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、実践オーベルジュ棟の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

- 2 条例附則第四項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第十条の規定の例による。

第1号様式（第5条関係）

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケット使用申込書

年 月 日

奈良県農業大学校長 殿
指定管理者 殿

申込者 住 所
氏 名
（団体の場合には、その所在地及び名称
並びに代表者の氏名）
電話番号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケットを使用したいので、
次のとおり申し込みます。

- 1 使用目的
- 2 使用日
- 3 使用時間
- 4 使用人数
- 5 備考

注 「使用時間」の欄には、準備、後片づけ等の時間も含めて記入してください。

第2号様式（第6条関係）

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケット使用承認書

年 月 日

様（殿）

奈良県農業大学校長 印
指定管理者

年 月 日付けで申込みのありましたなら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟実践バンケットの使用については、次のとおり承認します。

- 1 使用目的
- 2 使用日
- 3 使用時間
- 4 使用人数
- 5 使用料又は利用料金
- 6 承認条件

第3号様式（第10条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印
連絡先

奈良県農業大学校条例第11条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので
関係書類を添えて申請します。